

## ベトナムの法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

ベトナム社会主義共和国は、インドシナ半島の東側に位置し、南北に細長い「S」字形をした社会主義国家である。北は中国、西はラオス、南西はカンボジアと接している。ベトナムの国土の面積は約 33 万平方キロメートル（日本の約 87%）、人口は約 9,600 万人（日本の約 77%）である。首都はハノイ、公用語はベトナム語、法定通貨はドンである<sup>2</sup>。

ベトナムは 1,000 年以上の長い間、中国の王朝に支配されていたが、939 年に初めて独立国家となった。1802 年に阮王朝が越南国を建国したが、1887 年、フランス領インドシナ連邦に編入された。第二次世界大戦中は日本軍が進駐したが、戦後は、ベトナム共産党のホー・チ・ミン主席が、北部のハノイで、ベトナム民主共和国の独立を宣言した。南部を支配するフランスとの間で第一次インドシナ戦争が勃発したが、1954 年、ディエンビエンフーの戦いで敗北したフランスは、ジュネーブ休戦協定により、ベトナムから撤退した。しかし、1955 年に米国の主導により、南部にベトナム共和国が成立し、その後、18 年間に及ぶベトナム戦争（第二次インドシナ戦争）が続いた。1973 年のパリ和平協定により、米軍はベトナムから撤退し、1975 年にはサイゴン（現ホーチミン）が陥落した。1976 年、南北が統一され、国名を「ベトナム社会主義共和国」（以下「ベトナム」という）に改称した。1986 年以降、市場経済システムの導入及び対外開放を柱とする「ドイモイ」（刷新）政策が採られるようになった<sup>3</sup>。1995 年、ベトナムと米国の国交が正常化されるとともに、ベトナムは「東南アジア諸国連合」（ASEAN）に加盟した。2007 年には「世界貿易機関」（WTO）に加盟し、2018 年に発効した「環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定」（CPTTP、TPP11）にも加盟している<sup>4</sup>。

ベトナムの法制度は、日本等と同じく、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。ベトナムの法制度は、歴史的には、フランスの法制度の影響が見受

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所

（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 本稿におけるベトナムの概要・歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2020 年版』（二宮書店、2020 年）239～240 頁、②『エピソードで読む 世界の国 2 4 3』（山川出版社、2018 年）54 頁、③外務省ウェブページ「ベトナム社会主義共和国 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/data.html#section2>）等を参照した。

<sup>3</sup> 前掲『エピソードで読む 世界の国 2 4 3』54 頁。

<sup>4</sup> 一般に、CPTTP 加盟で最も恩恵を受けるのは、ベトナムであるといわれている。

けられる。また、ベトナムは、社会主義国家として、ソ連の法制度の影響を強く受けた。その結果、中国の法制度との類似点も非常に多い。さらに、近時は、法整備支援等の影響により、日本・米国を含む先進国の法制度の影響も受けている。

ベトナムの現行法体系は、①国会が制定する憲法、法律、決議、②国会常任委員会が制定する布告、決議、③国家主席が制定する命令、決定、④政府が制定する政令、⑤政府首相が制定する決定、⑥省庁の大臣及び省レベルの機関の長が制定する通達等から構成される（慣習及び判例も、一定の要件の下、適用され得る）。近年、ベトナムの法制度は、日本を含む外国や国際機関等の支援を受け、急速に整備されてきた。但し、複数の法令の間の矛盾・不整合が存在する場合があること、法令の規定が不明確であり行政当局の裁量の範囲が広い場合があること等が問題とされている。

1990年代以降、製造業を中心とする多くの日本企業が、ベトナム企業との貿易を行い、またベトナムに対する投資を行ってきたことから、ベトナムは、日本企業にとって経済的な結び付きが強い国となった。ベトナムは、急速な発展を続ける東南アジアの中でもとくに高い経済成長率を維持しており、今後も、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろう。

このようなベトナムの重要性に鑑みると、ベトナムの法制度、実務運用及び改正動向等

<sup>5</sup> ベトナムでは、法人所得税の外資優遇措置は無い。内資外資を問わず、法人所得税の税率は、20%である。しかし、税制上の優遇措置として、特定の業種（ハイテク・研究開発、新素材・新エネルギー製品の生産、電子製品・重機・農業機械・自動車・自動車部品・船舶の生産、繊維・皮革等の補助工業製品の生産、情報技術・ソフトウェア・デジタルコンテンツの生産等）のプロジェクトに対し、以下のとおり、法人所得税の減免が認められる。また、固定資産設置のための商品及びプロジェクト実施のための原材料・部品の輸入関税の免除、土地賃借料・土地使用税の減免も認められる。

①高級鋼・省エネ製品の製造、農業・林業・水産業・塩生産用の設備等の製造、漂漑設備の製造等の事業：法人所得税の軽減税率は17%（10年間）、2年間免除、その後4年間半減。

②農業協同組合、共済組合：法人所得税の軽減税率は17%（期間限定無し）。

③農業・水産業における栽培・畜産・加工の事業（但し、社会・経済状況が困難な地域及び社会・経済状況が特に困難な地域を除く）：法人所得税の軽減税率は15%（期間限定無し）。

④研究開発、技術開発、ハイテク応用、ソフトウェア開発、複合材料・軽量建材・稀少原料の生産、再生可能エネルギー・クリーンエネルギーの生産、バイオ技術開発、環境保護の新規投資・事業拡大事業、ハイテク技術を用いた農業、投資許可書発行後3年以内に投資資本6兆ドン<sup>6</sup>の払込が完了し、売上発生後4年以内に年間売上高10兆ドン以上に達する事業、投資許可書発行後3年以内に投資資本6兆ドン<sup>6</sup>の払込が完了し、売上発生後4年以内に年平均3,000人以上の雇用を生む事業、投資資本が最低12兆ドン<sup>6</sup>で、最新技術を使用し、投資許可書発行後5年以内に投資資本を抛出する、大規模製造業プロジェクト、指定された裾野産業製品に該当する製造業の投資プロジェクト：法人所得税の軽減税率は10%（15年間）、4年間免除、その後9年間半減。

⑤教育関連、職業訓練、医療、文化、スポーツ及び環境等の事業：法人所得税の軽減税率は10%（期間限定無し）、4年間免除、その後9年間半減。

⑥公共住宅を販売・賃貸する事業、新聞販売・出版業、植林保護事業、林業・農業を行う企業（但し、社会・経済状況が困難な地域を除く）：法人所得税の軽減税率は10%（期間限定無し）。

について知ることは、非常に重要であるといえる。

そこで、本稿では、ベトナムの法制度の概要を紹介することとしたい。

## II 憲法

### 1 総説

現行のベトナム憲法は、1992年に採択された憲法が、2001年に改正され、さらに、2013年に改正されたものである（2014年1月1日施行）。

ベトナム憲法は、①社会主義、ベトナム共産党による指導、マルクス＝レーニン主義及びホー・チ・ミン思想を謳っていること、②経済、社会、文化、教育、科学、工業及び環境に関する政策的な規定が置かれていること（第3章）、③土地、水資源、鉱物資源、海域、空域における利権、その他の天然資源及び国が投資・管理する財産は、全人民の所有に属する公財産とされていること（53条）等の特徴がある。

全120条からなる現行のベトナム憲法の体系は、表1のとおりである<sup>6</sup>。

表1：ベトナム憲法の体系

前文	
第1章 政治制度	第1条～第13条
第2章 人権、市民の基本的な権利及び義務	第14条～第49条
第3章 経済、社会、文化、教育、科学、工業及び環境	第50条～第63条
第4章 祖国の防衛	第64条～第68条
第5章 国会	第69条～第85条
第6章 国家主席	第86条～第93条
第7章 政府	第94条～第101条
第8章 人民裁判所、人民検察院	第102条～第109条
第9章 地方政権	第110条～第116条
第10章 国家選挙評議会、国家会計検査院	第117条～第118条
第11章 憲法の効力及び憲法の改正	第119条～第120条

### 2 統治機構

#### (1) 国会

<sup>6</sup> 本稿におけるベトナム憲法の日本語訳は、国際協力機構（JICA）の2013年憲法の日本語訳を主に参照した。

[https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal\\_03\\_20151215.pdf](https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_03_20151215.pdf)

ベトナムの立法府は、一院制の国会である。国会は、「人民の最高の代表機関」であり、「国の最高の国家権力機関」である。議員総数は、500名である。議員の任期は5年である。

国会の権限としては、①憲法・法律を制定・改正すること、②憲法、法律及び国会の議決の遵守について最高の監察権を行使すること、③国土の経済・社会発展の基本的な目標、指標、政策、任務を決定すること、④国家の財政、貨幣に関する基本的な政策を決定すること、⑤国の民族政策、宗教政策を決定すること、⑥国会、国家主席、政府、人民裁判所、人民検察院、国家選挙評議会、国家会計検査院、地方政権等の組織及び活動を規定すること、⑦国家主席、国家副主席、国会議長、国会副議長、国会常務委員会委員、民族評議会議長、国会の委員会の委員長、政府首相、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官、国家選挙評議会議長、国家会計監察院長官等を選出、罷免すること等が挙げられる。法律、国会の議決は、国会議員の総数の過半数の賛成評決を得なければならない。憲法を改正する場合、国会議員の総数の三分の二以上の賛成評決を得なければならない。

国会の常任機関として、「国会常務委員会」が置かれる。国会常務委員会は、国会議長、各国会副議長及び各委員からなる。国会常務委員会の構成員は、同時に閣僚となることができない。国会常務委員会の権限としては、①国会の会期の準備、召集及び主宰を組織すること、②国会から委ねられた諸問題に関する国会常務委員会令を發布すること等が挙げられる。国会常務委員会令、国会常務委員会の議決は、国会常務委員会の構成員の総数の過半数の賛成評決を得なければならない。

## (2) 国家主席

国家主席は、ベトナムの国家元首である。国家主席は、国会により、国会議員の中から選出される。国家主席は、国会に対して責任を負い、業務を報告する。国家主席の任期は、5年である。

国家主席の権限としては、①憲法、法律、国会常務委員会令を公布すること、②国家副主席、政府首相の選出、罷免を国会に提案すること、③最高人民裁判所長官、最高検察院長官の選出、罷免を国会に提案すること、④勲章等の贈呈を決定すること、⑤人民武装勢力を統括し、国防及び安寧評議会の議長の職に就くこと、⑥外国の特命全権大使を接受すること等が挙げられる。

## (3) 政府

政府は、国の最高の国家行政機関であり、法執行権を行使する。政府は、国会に対し責任を負い、国会、国会常務委員会、国家主席に対し、業務を報告する。政府は、政府首相、各政府副首相、各大臣及び省同格機関の長から構成される。

政府の権限としては、①憲法、法律、国会の議決、国会常務委員会令、国会常務委員会の議決、国家主席の令、決定の施行を組織すること、②政策を考案、策定し、国会、国会常務委員会が決定するよう上程すること、③経済、文化、社会、教育、医療、科学、工業、

環境、通信、情報伝達、対外、国防、国家の安寧、社会の秩序と安全について統一的に管理すること等が挙げられる。

政府首相は、政府の長であり、政府の活動及び委ねられた任務について国会に対し責任を負う。

#### (4) 裁判所

司法権は、裁判所に属する。裁判所には、最高人民裁判所、高級人民裁判所、省級人民裁判所、及び県級人民裁判所がある。

裁判所の第一審の審理には、簡易手続により審理する場合を除き、人民参審員が参加する。裁判官、人民参審員は、独立して法令にのみ従って審理する。

裁判所の審理は、原則として、公開される。但し、国の秘密、民族の善良な風俗を保持し、未成年者を保護し、又は私生活の秘密を保持する必要がある特別の場合は、当事者の正当な申立てに基づき、秘密審理をすることができる。

最高人民裁判所は、国の最高審理機関である。最高人民裁判所は、下級裁判所の審理を監督する。最高人民裁判所は、審理実務を総括し、審理における法令の統一的な適用を保証する。

最高人民裁判所長官の任期は、5年である。最高人民裁判所長官は、国会に対し責任を負い、業務を報告する。

### 3 人権

ベトナム憲法の「第2章 人権、市民の基本的な権利及び義務」等には、人権カタログが規定されている。ベトナム憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

①人権・市民権は、「国防、国家の安寧、社会の秩序と安全、社会道徳、共同体の健康上の理由のため必要不可欠な場合のみ」において、法律の規定に従い制限され得ることが規定されている（14条2項）。

②人権・市民権の行使は、「国家、民族の利益、他人の権利及び合法的な利益を侵害することができない」ことが規定されている（15条4項）。

③「細胞組織、人体の一部を提供し、死体を献体する権利」が規定されている。また、「医学、薬学、科学の実験、又はその他の人体に対するいかなる形式の実験も、被験者の同意を得て行われなければならない」ことが規定されている（20条3項）。

④「言論の自由、報道の自由、情報へのアクセス、集会・結社・デモの権利」の実現は「法令が規定するところによる」と規定されている（25条）。

⑤「国防、安寧上の理由のため、又は国家の利益、非常事態、災害予防、対策のために真に必要な場合、国家は、組織・個人の財産を市場価格に従い賠償して収用又は徴用する」ことが規定されている（32条3項）。

- ⑥児童虐待等、子どもの権利に対する侵害の禁止が明文で規定されている（37条1項）。
- ⑦「清浄な環境の中で生活する権利及び環境を保護する義務」が明文で規定されている（43条）。
- ⑧祖国に忠誠を尽くす義務（44条）、祖国防衛義務（45条）が規定されているほか、「祖国の防衛」について一つの章が置かれている（第4章）。
- ⑨土地は全人民の所有に属する公財産とされ、組織・個人は、国から、土地の割当て、土地の賃貸、土地使用权の公認を受けたり、土地使用权を移転したりすることができるが、土地所有権を取得することはできない（53・54条）
- ⑩知的所有権の保護について明文で規定されている（62条2項）。

### Ⅲ 民法

ベトナムの民法典は、1995年に初めて制定され、その後、2005年に新たな民法典が制定された。現行の民法典は、2015年11月24日に制定され、2017年1月1日に施行されたものである。この2015年民法典は、日本を含む諸外国の民法を参考にしつつ、表見代理制度の導入、訴訟時効の3年への変更等、多くの重要な改正を含むものである。

全689条から構成される2015年民法典の主な体系は、表2のとおりである<sup>7</sup>。

表2：ベトナム民法の体系

第1編 総則	第1章 総則	第1条～第7条
	第2章 民事権の確立、履行及び保護	第8条～第15条
	第3章 個人	第16条～第73条
	第4章 法人	第74条～第96条
	第5章 民事関係におけるベトナム社会主義共和国、中央、地方の国家機関	第97条～第100条
	第6章 民事関係における世帯、組合、法人資格を持たないその他の組織	第101条～第104条
	第7章 財産	第105条～第115条
	第8章 民事取引	第116条～第133条
	第9章 代理	第134条～第143条
	第10章 期間及び時効	第144条～第157条
第2編 所有権及び財産に対す	第11章 総則	第158条～第178条
	第12章 占有	第179条～第185条

<sup>7</sup> 本稿におけるベトナム民法典の日本語訳は、国際協力機構（JICA）の日本語訳を主に参照した。

[https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal\\_60.pdf](https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_60.pdf)

るその他の権利	第 13 章 所有権	第 186 条～第 244 条
	第 14 章 財産に対するその他の権利	第 245 条～第 273 条
第 3 編 義務及び契約	第 15 章 総則	第 274 条～第 429 条
	第 16 章 典型契約	第 430 条～第 569 条
	第 17 章 懸賞の約束、賞品付き競技	第 570 条～第 573 条
	第 18 章 委任のない仕事の実施	第 574 条～第 578 条
	第 19 章 法的根拠のない財産の占有、使用及び財産からの収益による返還義務	第 579 条～第 583 条
	第 20 章 契約外の損害賠償責任	第 584 条～第 608 条
第 4 編 相続	第 21 章 総則	第 609 条～第 623 条
	第 22 章 遺言による相続	第 624 条～第 648 条
	第 23 章 法定相続	第 649 条～第 655 条
	第 24 章 遺産の精算と分割	第 656 条～第 662 条
第 5 編 外国的要素を持つ民事関係に適用する法令	第 25 章 総則	第 663 条～第 671 条
	第 26 章 個人、法人に適用される法令	第 672 条～第 676 条
	第 27 章 財産関係と身分関係に対して適用される法令	第 677 条～第 687 条
第 6 編 施行条項		第 688 条～第 689 条

「第 1 編 総則」には、日本でいう民法総則に関する規定が含まれている。法主体は「個人」と「法人」に分けられ、法人は、利潤を構成員に対して分配するか否かという基準により、「商業法人」と「非商業法人」に分けられている。個人の人格権に関する規定も多く含まれており、その中には、例えば、「性を再確定する権利」や「性転換」に関する規定もある。

「第 2 編 所有権及び財産に対するその他の権利」には、日本でいう物権法（担保物権を除く）に関する規定が含まれている。占有、所有権、隣接不動産に対する権利、享用権（他人の所有に属する財産を、一定期間において利用し、天然果実・法定果実を享受する権利）、地上権等に関する規定が含まれている。

「第 3 編 義務及び契約」には、日本でいう債権法及び担保物権に関する規定が含まれている。義務の履行担保措置として、質、抵当、手付、所有権留保、保証、留置等について規定されている。また、各種の典型契約についての規定が含まれる。消費貸借契約の利率の上限は年利 20%とされ、また、利率の合意が無いか不明確である場合の利率は 10%とされる。土地使用権に関する契約についても規定されている。不法行為に基づく損害賠償責任等についての規定も含まれている。

「第 4 編 相続」には、日本でいう相続法に関する規定が含まれている。遺言相続、法

定相続、遺産分割等についての規定が含まれている。なお、「親族」については、民法典ではなく、「婚姻家族法」という特別法が制定されている。

「第5編 外国的要素を持つ民事関係に適用する法令」には、日本でいう国際私法に関する規定が含まれている。当事者の合意等により準拠法が定まっていない場合は、最密接関係地法によるものとされる。

「第6編 施行条項」には、経過規定及び施行日に関する2か条があるだけである。

ベトナム憲法によると、土地の所有権は全人民に帰属するものとされているところ、組織・個人は、国から土地使用权を取得することができる。土地や土地使用权については、民法典とは別に、「土地法」が制定されている。ベトナムでは、土地と建物は別個独立の不動産とされており、それぞれ別個に取引の対象とすることができる。土地使用权には、「割当て土地使用权」と「リース土地使用权」がある。外国企業は、ベトナムの土地使用权を取得することはできない。

#### IV 会社法

ベトナムに投資しようとする外国企業は、ベトナムに子会社たる現地法人を設立するか、外国企業（銀行業、保険業等）の支店を設置するか、又は駐在員事務所を設置することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するベトナム法人である。これに対し、外国企業の支店及び駐在員事務所は、独立した法人格を有しない。駐在員事務所は、販売促進及び連絡の業務のみ行うことができ、事業活動そのものは行うことができない。

ベトナムに子会社たる現地法人を設立する場合、ベトナムの「企業法」の規定に従う必要がある。従来、ベトナムでは、2014年「企業法」が施行されてきたが、2020年「企業法」が2021年1月1日より施行される。

「企業法」は、「1名有限責任会社」、「2名以上有限責任会社」、「株式会社」、「国有企業」、「合名会社」、「私営企業」について規定している。日本企業等の外国企業がベトナムに投資する場合、通常、「1名有限責任会社」、「2名以上有限責任会社」、「株式会社」のいずれかの形態が採られる。

「1名有限責任会社」とは、1名の社員（出資者。以下同じ）により所有される有限責任会社をいう。社員は個人でも組織でもよい。社員には広範な権限が認められているが、社員は個人である場合と組織である場合とで、権限の範囲が異なる（社員が組織である場合の方が、多くの権限を有する）。社員が個人である1名有限責任会社の機関は、会長と社長のみである。これに対し、社員が組織である1名有限責任会社の場合、社員は、1名又は複数の所有者代理人を選任することができる。1名の所有者代理人が選任されたときの機関は会長（所有者代理人により選任される）と社長であるが、複数の所有者代理人が選任されたときの機関は、社員総会（所有者代理人全員で構成される）と社長である。



「2名以上有限責任会社」とは、2名以上50名以下の社員により所有される有限責任会社をいう。社員は、社員総会決議に参加すること、配当や残余財産分配を受領すること等の権利を有する。社員総会は、全ての社員で構成される最高意思決定機関である。社長は、社員総会で選任される。監査役会の設置は、原則として、任意である。1名又は複数の法定代表者を選任することができるが、法定代表者の少なくとも1名は、ベトナム居住者でなければならない。

「株式会社」の場合、株主は3名以上であることが必要である。株主は、株主総会決議に参加すること、配当や残余財産分配を受領すること等の権利を有する。非公開会社たる株式会社の機関設計としては、「株主総会、取締役会、監査役会、社長」というパターンと、「株主総会、取締役会、社長」というパターンがある。取締役の人数は、3名以上11名以下でなければならない。社長は、取締役会により選任される。3名以上5名以下の監査役で構成される監査役会は、取締役会及び社長の業務執行を監督する。なお、公開会社たる株式会社については、「証券法」等の規制も適用される。

なお、外国投資家によるベトナムへの投資については、2020年「投資法」も適用されるので、留意が必要である。

## V 民事訴訟法

### 1 訴訟

従来、ベトナムの民事訴訟法の起草にあっては、ソ連の民事訴訟法等が参照されるとともに、日本及び米国による法整備支援が行われてきた。

ベトナムの現行民事訴訟制度は、2015年「民事訴訟法」等により形成されている。第一審の審理においては、通常、1名の裁判官と2名の人民参審員（民間人の中から選任された者）が審理にあたる。

ベトナムでは、「二審制」が採用されている。但し、判決の法律適用に重大な誤り等があり、当事者の適法な権利・利益が侵害された場合、裁判所又は検察庁長官の申立てに基づき、「監督審」にて再審査が行われ、当該判決が破棄されることがある。このことから、実質的には「三審制」に類似しているといわれることもある。

成文法主義をとるベトナムの法制度の下では、従来、裁判所の判例には、英米法におけるのと同じような先例拘束性は認められていなかった。しかし、2015年「民事訴訟法」に、事件の解決にあたって適用可能な法令が存在しない場合、判例を判断基準の一つとして考慮できる旨の規定が置かれた。また、最高人民裁判所は、2019年に、判例の選定・公表・適用に関する議決を出した。これらのことから、現在では、最高人民裁判所の判決・決定の中から、裁判官評議会により「判例」として選定され、公表されたものについては、原則として、先例拘束性が認められることとなり、同様の事実関係の事件を審理する裁判官

及び人民参審員は、判例と同じ結論をとらなければならないこととなった<sup>8</sup>。

## 2 仲裁

日本企業と外国企業とが締結する契約において、当該契約に関連して発生する法的紛争は、「訴訟」ではなく、「仲裁」（私人間の合意に基づいて、第三者を選任し、その者の判断によって紛争解決を図る手続）により解決する旨の条項（仲裁条項）が規定されることが多い。ベトナムは「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）に加盟しているため、ベトナムにおける仲裁判断を同条約の加盟国で執行することが認められる。

ベトナムの仲裁機関としては、「ベトナム国際仲裁センター」（Vietnam International Arbitration Center, VIAC）<sup>9</sup>がある。ベトナム国際仲裁センターが1993年に設立された後、同センターによる仲裁取扱件数は増加傾向にあり、2019年は274件に達した。

## VI 刑事法

ベトナムの現行刑法は、2015年及び2017年に改正された刑法である（2018年1月1日施行）。また、現行刑事訴訟法は、2015年に改正された刑事訴訟法である（2018年1月1日施行）。

近時、ベトナムでは、贈収賄・汚職事件が増加している<sup>10</sup>。今後は、2018年1月1日から施行されるベトナムの改正刑法により、民間企業の従業員への贈賄行為についても贈賄罪とされる可能性があることに留意する必要がある。ベトナム刑法によると、賄賂は、原則として、200万ドン以上の価値があることが必要である。賄賂の価値・金額によって、異なる法定刑が適用される。

## VII おわりに

以上、ベトナムの法制度の概要を簡単に紹介してきたが、ベトナム法については、法整備支援の関係もあって、日本語の文献・論文等が非常に多い。ベトナム法全般の日本語による概説書がいくつも刊行されているし、国際協力機構（JICA）のウェブサイト「ベトナム六法」<sup>11</sup>には、多くのベトナム法令の日本語訳が掲載されている。

<sup>8</sup> 牛之濱将太著「ベトナムにおける紛争解決」（『JCA ジャーナル Vol.67, No.7』（日本商事仲裁協会、2020年）所収）35～36頁。

<sup>9</sup> <https://www.viac.vn/en>

<sup>10</sup> 例えば、2014年には、日本企業が、政府開発援助（ODA）の事業をめぐって贈賄を行ったことを理由として、ベトナムではベトナム鉄道公社の幹部が職権濫用罪で有罪とされ、日本では当該日本企業の幹部が日本の不正競争防止法違反で起訴された事件が発生した。

<sup>11</sup> <https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/index.html>

重要な貿易・投資の相手国であるベトナムと日本の関係は、今後、さらに発展していくことが期待されており、ベトナムの法制度は、日本企業にとって極めて重要である。今後も、ベトナムの法制度の動向については、引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.49 No.1』（国際商事法研究所、2021年、原題は「世界の法制度〔東アジア・東南アジア編〕第9回 ベトナム」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。